

第7章 労働法

第1節 労働基準法

① 強制労働（法117条、5条）

（強制労働の禁止）

第5条 使用者は、暴行、脅迫、禁錮^①の精神又は身体^②の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

（第十三章 罰則）

第117条 第5条の規定に違反した者は、これを1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処する。

見本

被疑者は、土木工事請負業^①を営んでおるものであるが、平成〇〇年〇月〇日頃から、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地^②に飯場を設け、Aほか〇名の土工を雇い入れて〇〇工事に従事させていたところ、同月〇日頃、Aが賃金手取額が少ないことを理由に退職を申し出るや、同人を引き続き稼働させるため、同日午後〇時頃、同飯場内において、手拳で同人の頭部、顔面を数回殴打するなどの暴行^③を加え、よつて、同日から同月〇日までの〇〇日間にわたり、同人を引き続き土工として稼働させ、もつて労働者の意思に反して労働を強制したものである^④。

① 「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をする全ての者をいう（法10条）。

② 本条にいう「暴行」・「脅迫」・「監禁」とは、刑法上の暴行（刑法208条）、脅迫（同222条）、監禁（同220条）をいう。

「その他精神又は身体^②の自由を不当に拘束する手段」とは、暴行・脅迫・監禁のほか、使用者が労働者の意思に反して労働を強制しうる程度の拘束を加える一切のものをいう。

③ 強制に当たるかどうかは、通常人として普通予想される意思を有する労働者を基準にして判断される。

強制された労働が行われたことを要するか否かについて、見解が分かれているが、本条の文言からすれば、労働を強制すれば足り、労働者が現実に労働することを要しない（昭23・3・2基発38号）と解する。

④ 本罪の手段である暴行・脅迫・監禁の結果を含む強要の各罪は、本罪が成立すれば、これに吸収され、暴行等により傷害・傷害致死の結果を生じれば、両罪と本罪の観念的競合となるものと解する。

② 中間搾取（法118条1項、6条）

（中間搾取の排除）

第6条 何人も、法律に基いて許される場合^①の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

（第十三章 罰則）

第118条 第6条、第56条、第63条又は第64条の2の規定に違反した者は、これを1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（第2項省略）

見本

被疑者は、^①〇〇工事請負業者甲に雇われ、同人の請負った〇〇工事の現場責任者として人夫の指揮監督及び賃金の支払等^{③④}に従事しているものであるが、法